

資格審査手続規程

(昭和五十二年五月三十日会規第二十一号)

第一章 通則

(目的)

第一条 この規程は、会則第六十七条の二の規定に基づき、資格審査会（以下「審査会」という。）の審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第一条の二 審査会は、審査会の会長（以下「会長」という。）が招集する。

(出席の方法等)

第一条の三 前条の場合において、委員は、災害の発生その他のやむを得ない事由により審査会の開催場所において出席することが困難なときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「通信システム」という。）によって、弁護士会、弁護士会支部、弁護士会連合会その他会長が許可した場所（以下「弁護士会等」という。）から審査会に出席することができる。ただし、弁護士会等からの出席の可否及び出席の方法については、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が

目次

第一章	通則（第一条―第二十三条）	
第二章	登録又は登録換えの請求の審査（第二十四条―第二十六条）	同 三年 六月一日
第三章	審査請求（第二十七条―第三十一条の二）	同 三年 三月 五日
第四章	異議の申出（第三十二条―第三十六条）	同 二年 二月 五日
附則		同 二七年 二月 四日

改正	平成 六年 三月 三日
	同 一〇年 九月 二日
	同 一三年 一〇月 三十一日
	同 二〇年 二月 五日
	同 二六年 二月 五日
	同 二七年 二月 四日
	令和 元年 二月 六日
	同 三年 三月 五日
	同 三年 六月 一日

困難となった場合、弁護士会等から出席する委員は、審査及び議決に加わることができない。

(除斥)

第二条 会長、委員及び予備委員は、次に掲げる事案の審査から除斥される。

- 一 弁護士会の資格審査会において関与した事案
- 二 自己に関する事案
- 三 配偶者、四親等内の親族若しくは同居の親族又はこれららの者であった者に関する事案
- 四 代理人として関与し、又は関与することとなる事案
- 五 自己が後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人となっている者に関する事案

(忌避)

第三条 会長、委員又は委員を代理する予備委員について審査の公正を害するおそれがあるときは、当事者は、忌避の申立てをすることができる。

2 審査会は、前項の申立てに対し、速やかに決定しなければならぬ。

(回避)

第四条 会長、委員及び予備委員は、前条第一項に規定する場合においては、回避することができる。

- 3 -

(職務の代行)

第五条 会長が除斥され、忌避され、又は回避したときは、会則第五十七条第三項の規定に従い、日本弁護士連合会(以下「連合会」という。)の副会長が会長の職務を行う。

(審査開始の通知)

第六条 審査会は、審査の請求を受けたときは、遅滞なく審査を開始しなければならない。

2 審査会は、審査を開始するに当たっては、審査開始通知書を、当事者及び登録若しくは登録換えの請求の進達若しくは進達の拒絶(弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号。以下「法」という。)第十二条第四項の規定により請求の進達を拒絶されたものとみなす場合を含む。以下同じ。)又は法第十三条の規定による登録取消しの請求をした弁護士会に送達しなければならない。

3 当事者に対する審査開始通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第八条第一項の規定により代理人の選任ができること。

二 第十条の規定により証拠書類等の提出ができること。

- 4 -

三 第十六条の規定により申立てがあつたときは意見を述べる機会が与えられること。

(審査の方式)

第七条 審査会の審査は、公開しない。

2 審査会の審査は、書面による。

(代理人)

第八条 当事者は、弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に限り、代理人に選任することができる。

2 当事者は、代理人を選任したときは、その氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。以下同じ。)又は名称、事務所(弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「弁護士法人等」と総称する。)にあつては、主たる法律事務所(名称及び所在場所)及び所属弁護士会(弁護士法人等)にあつては、主たる法律事務所の所在する地域において所属する弁護士会)の名称を、審査会に書面で届け出なければならぬ。代理人を解任したとき、又は届け出た事項に変更があつたときも、同様とする。

3 弁護士法人等が代理人に選任された場合には、当該弁護士法人等は、その社員又は使用人である弁護士の中

- 5 -

から代理人の職務を行うべき者を指名し、その氏名、事務所及び所属弁護士会の名称を審査会に書面で届け出なければならない。代理人の職務を行うべき者を変更したときも、同様とする。

4 代理人は、当事者のために独立して、この規程に定める行為をすることができる。

5 次に掲げる者は、代理人となることができない。

一 連合会の会長及び副会長並びに事務総長、事務次長その他の職員

二 審査会の委員、予備委員及び調査員

三 弁護士会の資格審査会の委員、予備委員又は調査員のいずれかとして当該事案の審査又は調査に関与した者

(記録の提出要求)

第九条 連合会は、登録又は登録換えの請求の進達又は進達の拒絶をした弁護士会及び法第十三条の規定による登録取消しの請求をした弁護士会に対し、その事案に関する記録の提出を求めることができる。

(証拠書類等の提出)

第十条 当事者は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審査会が証拠書類又は証拠物を提出

- 6 -

すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(参考人の陳述及び鑑定の要求)

第十一条 審査会は、適当と認める者に、参考人としてのその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることができる。

(物件の提出要求)

第十二条 審査会は、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求めることができる。

(照会)

第十三条 審査会は、関係人及び官公署その他に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

(検証)

第十四条 審査会は、必要な場所又は物について検証をすることができる。

2 審査会は、前項の規定により検証をしようとするときは、あらかじめその日時及び場所を当事者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(当事者の審尋)

第十五条 審査会は、当事者を審尋することができる。

2 前項の場合において、当事者及び代理人が、災害の発

- 7 -

生その他のやむを得ない事由により審尋の開催場所において出席することが困難であるとして、通信システムによって弁護士会等から審尋に出席することを希望するときは、会長は、これを許可することができる。

(当事者の陳述)

第十六条 審査会は、当事者の申立てがあつたときは、書面又は口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(沖縄弁護士会の陳述)

第十六条の二 審査会は、会則第六十五条第四項の規定に基づき沖縄弁護士名簿への掲載の取消しを審査するに当たり、沖縄弁護士会の申立てがあつたときは、沖縄弁護士会に対し、書面又は口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(調査委員の指定)

第十七条 審査会は、審査に関し必要があるときは、委員の一人又は数人を調査委員に指定し、事案を調査させることができる。

2 調査委員は、調査の結果を審査会に報告しなければならない。

(議決等の報告)

- 8 -

第十八条 審査会は、議決をしたときは、速やかに、書面により、議決の結果及び理由を連合会に報告しなければならない。

2 審査会が外国の弁護士となる資格を有する者（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第六十五条第一項に規定する者を含む。）の調査を終え、又は弁護士及び弁護士試験の資格の特例に関する法律（昭和二十一年法律第十一号）第一条の規定による選考をしたときも、前項と同様とする。

（議事録）

第十九条 審査会を開催したときは、議事録を作成し、出席した会長及び委員二名以上がこれに署名押印しなければならぬ。

（書記）

第二十条 連合会の事務総長は、事務局の職員の中から審査会の書記を指名する。

2 書記は、審査会の命を受けて、審査に関する文書の作成、送達その他の事務をつかさどる。

3 第二条から第四条までの規定は、書記について準用する。

（文書の送達）

第二十一条 文書の送達は、送達すべき者に交付し、又は配達証明取扱いの書留郵便によって行う。

2 文書の送達は、これを受けるべき者の所在が知れないときその他前項の規定によることができないときは、公示の方法によってすることができる。

3 公示の方法による送達は、連合会がその文書を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を連合会の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報に掲載して行うものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して十四日を経過した時に、その文書の送達があつたものとみなす。

（記録の閲覧等）

第二十二条 当事者及びその代理人は、証拠書類及び証拠物の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、記録された事項を電子計算機の映像面に表示したものの閲覧）をし、かつ、謄写（電磁的記録にあつては、記録された事項を記載した書面の謄写）をすることができ。ただし、その日時及び場所は、会長の指示に従

わなければならない。

2 参考人の陳述、鑑定及び検証の結果を記載した書面を作成したときも、前項と同様とする。

(秘密の保持)

第二十三条 会長、委員、予備委員及び連合会の職員は、審査会の審査及び議事に関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第二章 登録又は登録換えの請求の審査

(審査の請求)

第二十四条 連合会は、弁護士会から弁護士名簿の登録又は登録換えの請求の進達を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、審査会に対し、その事案の審査を請求しなければならない。

(登録又は登録換え)

第二十五条 連合会は、審査会がその審査により登録又は登録換えをすべき旨の議決をしたときは、速やかに、弁護士名簿の登録又は登録換えをしなければならない。(登録又は登録換えの拒絶)

- 11 -

第二十六条 連合会は、審査会がその審査により登録又は登録換えを拒絶すべき旨の議決をしたときは、速やかに、決定で登録又は登録換えを拒絶しなければならない。

2 連合会は、前項の規定により登録又は登録換えを拒絶したときは、その旨及びその理由を、当事者及び登録又は登録換えの請求の進達をした弁護士会に、速やかに決定書の謄本により通知しなければならない。

第三章 審査請求

(行政不服審査法との関係)

第二十七条 法第十二条の二第一項の審査請求については、第一章及びこの章に規定するもののほか、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）で定めるところによる。

(審査請求の方式)

第二十八条 審査請求は、審査請求書正本及び副本各一通を、登録若しくは登録換えの請求の進達を拒絶した弁護士会又は連合会に提出しなければならない。

2 前項の規定により審査請求書の提出を受けた弁護士会

- 12 -

は、直ちに審査請求書の正本を、連合会に送付しなければならない。

3 第一項の規定により審査請求書の提出を受けた連合会は、直ちに審査請求書の副本を、登録又は登録換えの請求の進達を拒絶した弁護士会に送付しなければならない。

(審査請求期間)

第二十八条の二 行政不服審査法第十八条第一項に規定する期間の末日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる行政機関の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもって当該期間の末日とみなす。

(審査の請求)

第二十九条 連合会は、審査請求があったときは、速やかに、審査会に対し、その事案の審査を請求しなければならない。

(取下げ)

第三十条 審査請求人は、裁判があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。

2 審査請求の取下げは、書面で行わなければならない。

3 連合会は、審査請求の取下げがあったときは、速やかに、登録又は登録換えの請求の進達を拒絶した弁護士会に、その旨を通知しなければならない。

(裁判)

第三十一条 連合会は、審査会が審査請求は不適法である旨の議決をしたときは、速やかに、裁判で審査請求を却下しなければならない。

2 連合会は、審査会が審査請求に理由がない旨の議決をしたときは、速やかに、裁判で審査請求を棄却しなければならない。

3 連合会は、審査会が手続の違法又は不当を理由として審査請求に理由がある旨の議決をしたときは、速やかに、裁判で登録又は登録換えの請求の進達を拒絶した処分を取り消さなければならない。

4 連合会は、審査会が前項に規定する理由以外の理由によって審査請求に理由がある旨の議決をしたときは、速やかに、裁判で、登録又は登録換えの請求の進達を拒絶した処分を取り消し、当該処分をした弁護士会に対して登録又は登録換えの請求の進達を命じなければならない。

5 連合会は、前各項の規定により裁判をしたときは、裁

決書を作成し、裁決書の謄本を審査請求人及び登録又は登録換えの請求の進達を拒絶した弁護士会に送達しなければならない。

(裁決書)

第三十一条の二 裁決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 主文
- 二 事案の概要
- 三 審査請求人の主張の要旨
- 四 理由

2 前項第二号から第四号までに掲げる事項については、議決書の謄本を添付することをもってその記載に代えることができる。

第四章 異議の申出

(異議の申出の方式)

第三十二条 法第十四条第一項に規定する異議の申出は、異議申出書正本及び副本各一通を、連合会に提出しなければならない。

2 連合会は、前項の規定により異議申出書の提出を受け

たときは、直ちに異議申出書の副本を、登録取消しの請求をした弁護士会に送付しなければならない。

(異議申出期間)

第三十二条の二 法第十四条第一項に規定する期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもって当該期間の末日とみなす。

(異議申出書の記載事項)

第三十三条 異議申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 異議申出人の氏名、住所及び所属弁護士会の名称
- 二 異議の申出の趣旨及び理由
- 三 異議の申出の年月日

2 異議申出人は、異議申出書に署名又は記名の上、押印しなければならない。

(補正)

第三十四条 異議の申出が不適法であつて補正することができるものであるときは、連合会は、相当の期間を定めて、その補正を命じなければならない。

(処分)

第三十五条 連合会は、審査会が異議の申出は不適法である旨の議決をしたときは、速やかに、決定で異議の申

出を却下しなければならない。

2 連合会は、審査会が異議の申出に理由がない旨の議決をしたときは、速やかに、決定で異議の申出を棄却しなければならない。

3 連合会は、審査会が異議の申出に理由がある旨の議決をしたときは、速やかに、決定で登録取消しの請求をした弁護士会に、登録取消しの請求を差し戻さなければならない。

(審査請求に関する規定の準用)

第三十六条 第二十九条、第三十条、第三十一条第五項及び第三十一条の二の規定は、異議の申出の手続について準用する。この場合において、第三十条第一項及び第三十一条第五項中「裁決」とあるのは「決定」と、同項及び第三十一条の二中「裁決書」とあるのは「決定書」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

第一条 この規程は、昭和五十二年五月三十日から施行する。

第二条 資格審査会規程(会規第二号)及び資格審査手続規程(会規第三号)は、廃止する。

第三条 前条の規程により行つた手続は、この規程によつ

- 17 -

て行つたものとみなす。

附 則 (平成六年三月三日改正)

第六条第一項及び第二十六条第二項の改正規定は、理事会の定める日(平成六年三月三日)から施行する。

附 則 (平成一〇年九月二日改正)

第二十六条、第三十一条、第三十五条及び第三十六条の改正規定は、平成十年九月二日から施行する。

附 則 (平成一三年一〇月三十一日会規第四八号)

弁護士法人制度創設に係る弁護士法改正に伴う会規(外国特別会員関係を除く)の整備に関する規程 第八条改正)

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月五日会規第九一号)

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う会規(外国特別会員関係を除く)の整備に関する規程 第八条改正)抄

1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行する。

(平成二一年一二月一七日理事会決議で平成二二年一二月一日から施行)

附 則 (平成二六年一二月五日会規第一〇二号)

- 18 -

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国
弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別
会員関係を除く。）の整備に関する規程

目次、第一条、第一条の二、第二条、第三
条、第四条、第五条、第六条、第八条、第
九条、第十一条、第十三条、第十六条、第
一七条、第十八条、第二〇条、第二一条、
第二二条、第二三条、第二章の章名、第二
四条、第二五条、第二六条、第二七条、第
二八条、第二八条の二、第二九条、第三〇
条、第三一条、第三二条、第三二条の二、
第三三条、第三四条、第三五条、第三六条
改正）抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱い
に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六
年法律第二十九号）の施行の日から施行する。

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一
日から施行）

第二条 第一条の規定による改正後の資格審査手続規程の
規定は、特別の定めがある場合を除き、この規程の施行

- 19 -

の日（以下「施行日」という。）前に登録、登録換え又
は登録取消しの請求があった事案についても適用する。
ただし、第一条の規定による改正前の資格審査手続規程
の規定により生じた効力を妨げない。

附 則（平成二七年一月四日改正）
目次、第二条、第十四条第二項（新設）、第二十二條第
一項、第三章の章名、第二十七條、第二十八條の二、第三
十一條の二（新設）、第三十三條第一項第一号及び第三十
六條の改正規定は、行政不服審査法（平成二十六年法律第
六十八号）の施行の日から施行する。
（平成二七年政令第三九〇号で平成二八年四月一
日から施行）

附 則（令和元年一月六日改正）
第十六條の二（新設）の改正規定は、令和元年十二月十
四日から施行する。

附 則（令和三年三月五日改正）
第一条の三（新設）、第二条第五号及び第十五條第二項
（新設）の改正規定は、令和三年三月五日から施行する。

附 則（令和三年六月一日会規第一一六号）
弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創
設に係る外国弁護士による法律事務の取扱

- 20 -

いに関する特別措置法の一部改正に伴う会
規（外国特別会員関係を除く。）の整備に
関する規程 第八条改正）

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行）